PRESS RELEASE

令和6年10月10日 報道関係各位



令和6年9月能登豪雨被災地代理寄附の開始について

愛媛県では、先般の大雨により被災した輪島市、珠洲市及び能登町へのふるさと納税代理寄附受付を開始したのでお知らせします。

1 被災地代理寄附制度

代理寄附自治体が、被災自治体のために寄せられる寄附金に対する納税証明書発行の業務を行うことで、被災自治体の負担軽減を図る制度。

2 代理寄附対象自治体

石川県輪島市、珠洲市及び能登町

3 寄附方法等

- ポータルサイト「ふるさとチョイス」で受付
- ・返礼品はありません
- 当該寄附金は、所得税及び個人住民税からの控除対象になります

4 受付予定期間

本日から令和6年 12 月 31 日まで

5 その他

県·市町連携の観点から、対象3市町の意向を踏まえ、輪島市及び能登町に対する代理寄附受付を県内全市町で実施